被扶養者の離職に伴う扶養認定フローチャート

被保険者が健保へ扶養申請し健保から保険証を受領

被保険者→健保　認定申請

家族が離職し健康保険の扶養に入れる場合は、下記書類を健保組合へ送付してください。
「被扶養者異動届」「扶養に関する現況報告書」「雇用保険に伴う誓約書」「その他給料明細等必要書類」
（※注）雇用保険失業給付受給中で「基本手当日額が 3,612 円以上（６０歳未満）または 5,000 円以上（６０歳以上または障害年金受給者）」の方は扶養認定できません。

健康保険組合　書類確認

●雇用保険失業給付を受給する
（受給中の場合は日額 3,611 円以下のみ）
・雇用保険に伴う誓約書１

●雇用保険失業給付を受給しない

●受給期間延長する（している）
・雇用保険に伴う誓約書２

●受給しない
●受給資格無
・雇用保険に伴う誓約書３

ハローワーク手続済み
健保にて「受給額」及び「給付日数」を確認

ハローワーク未手続

ハローワーク手続済み
・「受給期間延長通知書（写）」

ハローワーク未手続

健康保険組合　認定可否決定

手当日額
3,612 円以上
（日額×給付日数）

手　当　日　額
3,611 円以下

給付制限、待期期間は認定可

認定可（書類不備なければ）

健保→被保険者　保険証等送付

保険証を被保険者に送付（事業所担当者経由で）

誓約書１提出した人

誓約書２提出した人

誓約書２提出した人

ハローワークに手続をし失業給付の受給開始

被保険者→健保　書類送付

ハローワーク手続後
雇用保険受給資格者証（写）提出

延長期間が終了したら給付を申請
・雇用保険に伴う誓約書１

ハローワーク手続後
受給期間延長通知書（写）

手当日額
3,612 円以上
（日額×給付日数）

手　当　日　額
3,611 円以下

給付制限、待期期間は認定可

誓約書３提出した人

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）を提出

参考：退職時の理由、事情により、待期期間給付制限等が異なります。

自己都合退職：待期期間　７日 給付制限　３ヶ月	会社都合退職：待期期間　７日	受給期間延長終了：待期期間　７日

手当日額 3,612 円以上

手当日額 3,611 円以下

雇用保険受給資格者証（写）及び
健康保険被扶養者異動届を健保へ提出
保険証返却

認定継続

※異動日（健保の扶養から外れる日）は給付制限期間満了日の翌日となります

健保　扶養削除

健保にて受給開始日１日目で扶養削除

「異動届の提出が遅れた場合は遡って扶養から外し医療費等の健保負担分を返還頂きますのでご留意ください。

国保等へ加入

健保→被保険者　書類送付

資格喪失証明書の発行

被扶養者　国保加入

受給期間中は国保等へ加入

※６０歳未満の配偶者は「国民年第３号被保険者被扶養配偶者非該当」の届出をし「国民年金」にも合わせて加入

再度健保へ扶養申請

被保険者→健保　扶養申請

受給完了し就職等しない、もしくは社保に加入しない・パート等で再度扶養を希望する場合健保へ下記を提出し再度扶養申請してください。
・「被扶養者異動届」
・「扶養に関する現況報告書」
・「雇用保険受給資格者証（写）」（裏面に「支給完了」記載および「終了のゴム印」の押印があるもの）

健保　再認定

健保にて再認定します
保険証再発行

認定日＝①、②いずれか
① 失業給付支給終了日翌日（但しハローワークで指定された出頭日に最終認定を受け雇用保険受給資格者証に支給終了が印字された処理月日から労働日５日以内に書類が健保に提出された場合）
② 前述の①以外は書類受理日（５日以内に健保に書類が提出されなかった場合）

健保→被保険者　保険証等送付

保険証を被保険者に送付（事業所担当者経由で）